# 第11回 トラック輸送における取引環境・

# 労働時間改善岡山県地方協議会《議事概要》

平成 31 年 3 月 15 日(金) 14:00~16:00 岡山県トラック総合研修会館「202 研修室」

- 1. 開会
- 2. 出席者紹介(委員名簿及び出席者名簿による紹介)
- 3. 議題
- (1) トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取り組みについて 「資料1に基づき説明(岡山労働局)]~略~
- (2) 中央協議会について

[資料2-1、2-2に基づき説明(岡山運輸支局)] ~略~

#### 【西田岡山県トラック協会専務理事】

- ・業界団体として、広報等色々な形で運送業界の現状や課題を PR しているところである。貨物自動車運送事業法の改正の概要に【荷主対策の深度化(荷主勧告制度の強化等)】とあるが、業界改善に向けては、発荷主及び着荷主の協力が必要である。発荷主に対しては運送事業者から提案が多く行われているが、着荷主において長時間の荷待ち時間が発生している実態を耳にする。
- ・着荷主への働きかけはあるのか。またどのように周知を考えているか。

#### 【事務局】

- ・法改正の荷主対策については、詳細な部分が出されていない。
- ・現状の荷主勧告制度での荷主への働きかけは発荷主に重きを置いていた部分 はあるが、着荷主側についてもご意見を踏まえたうえで、検討をすすめていき たいと考えている。

・労働局としても、働き方改革に向けて、説明会を行っている。適宜ガイドライン等を用いて周知していきたい。

### 【有利座長】

・平成28年度、平成29年度に行った実証実験においても、発荷主と運送事業者は調整等が取りやすかったが、着荷主の協力が難しかったように思える。 着荷主との協力については今後詰めていくべき点であると考える。

## 【藤森委員】

・当社としても、安全・安心に荷物を運び、人材を確保していくために運賃値上 げが必要である旨の説明をしたうえで、荷主に対して運賃交渉を行っている。 しかし、運賃交渉を行った際に荷主より「実際に荷主勧告が出た例はあるのか。 無いのならば運賃交渉には取り合う必要性はまだない」と断られる事例もあっ た。荷主への働きかけを引き続き進めてほしい。

## 【佐藤委員】

・着荷主側(小売り店、コンビニ等)で、リードタイムの前倒し等、発荷主のみでは解決できない問題が大きくなっていると感じる。着荷主に対しても働きかけをして頂きたい。

# 【村上自動車交通部長(中国運輸局長代理)】

- ・国土交通省としては、平成28年、平成29年に経産省を通じて日本チェーンストア協会等荷主団体、経団連、商工会議所等110の団体へ是正の要望を上げている。
- ・なかなか目に見えた形で結果が出てはいないが、着荷主については運送費が自 社のコストに組み込まれていないことが多く、荷待ち時間が運送事業者にお いてコストとなっているという認識が未だ低く感じる。しかし現在、運送業界 の環境改善を行っている中で、サプライチェーンのどこかで改善が停滞して しまえば非効率が生じてしまうことになる。今後も是正へ向けた働きかけを 行っていく必要がある。

- ・物流が止まってしまえば、どんなに素晴らしい商品でも消費者へ運べない。 法改正等の施策の中で、結果を出していくためにも中央に働きかけを行って いきたい。
- ・当局としては、物流改善に向けたセミナー等を今後行っていき、わかりやすく 説明をしていくことが必要と考えているため、ご協力、ご理解をお願いしたい。

#### 【須山委員】

・2年前の実証実験に参画させてもらったが、着荷主の協力は難しかった。当社 がスーパーや物流センター等、得意先に対して改善のお願いは出来るが、約束 までは取り付けられず、結果には結びつかなかった事例もある。

現在、関連企業で連携し、荷主に対して提案や協力をお願いしている。1社では行えないことも、関連する発荷主が協力関係を結び、提案等をしていくことも今後必要となると考える。

#### 【小野委員】

- ・働き方改革が進む中で、運送に特化した意見を申し上げると「物流は国民生活の暮らしを支える重要な血液である。絶対に止まってはならない。」ということ、運送業界の実態をマスコミ等の広報媒体を積極的に活用し、物流サービスを享受する消費者である国民へ周知していき、理解を広く浸透させていくことが必要である。
- ・業界の中で、個別に改善を行っても、あまり浸透しない。

#### 【大野委員】

- ・働き方改革に関する資料は多いが、運送業界に特化したものはあまりなかっ た。
- ・運送業は特別な部分があるため、広い範囲の周知を行っていくことが必要である。

## 【木下岡山労働局労働基準部長(岡山労働局長代理)】

・改善ハンドブックについては、業者向けに作成する中で出来上がったものであ り、好事例を含めたわかりやすいものとなっている。 ・そのため、ターゲットをしっかりと決めて効果的に配布し、業界改善に向けて 様々な機会をとらえて周知をしていきたいと考えている。

## (4) KPI 導入調査事業について

[資料:【KPI 導入調査事業について】に基づき説明((株) キー・ロジ)] ~略~

#### 【有利座長】

- ・B社の荷物をまとめ取りすることによって、空いた日にメーカーX社の荷物を 取り込む(共同配送)トライアルを実施しているが、X社の荷物を取り込むこ とについては、トライアルとして行って終わりか。もしくは、定着したのか。
- ・なぜX社を共同配送のターゲットとしたのか。

#### 【クリナップロジスティクス(株) 森藤氏:オブザーバー】

- ・トライアルで行った事例であるが、来年度より本格的に行っていきたいと考えている。
- ・X社を選んだ理由としては2つある。1つ目は労働時間の削減を図り、B社の荷物をまとめ取りすることにより、荷量に空きが出来た。積載効率を指標として設定し、向上させる目的の下、空いたスペースに荷量を確保するためである。
- ・2つ目、当社は荷主から、立ち寄り1回に対して運賃を貰っている。つまりB 社の荷物をまとめ取りすることにより、週4回の運行が週2回となるため単 純に運賃収入が減少となる。その運賃を補うためにX社を取り込んだ。
- ・X社への立ち寄りは自社の協力会社にお願いをしていた。協力会社に依頼していた配送を、自社に取り込んだことになる。そうすると、協力会社(元々、X社の荷物を配送していた会社)は運賃収入が減少となるが、自社より山口へ向けた荷物を提供し、バランスを取っている。

#### 【須山委員】

・X社の荷物を新たに取り込む際、荷量コントロール、つまり過積載にならないようにどういうことを行っているか。

### 【クリナップロジスティクス(株) 森藤氏:オブザーバー】

・X社の荷物は、X社が荷量を認識しており、当社が運べる量を超えていた場合、 X社自身が他社の車両を手配しているため、過積載にはならない。

### 【有利座長】

- ・対象集団、コンサルタント会社については事業に協力して頂いたことについて 改めて感謝申し上げたい。
- 特に意見が無ければ当事業結果について了解を得たということでよろしいか。

## 【委員一同】

• 異議なし

## 【有利座長】

・報告書については、座長及び事務局に一任頂きたい。

### (4) 新標準運送約款、働き方改革に関する調査結果について

「資料4に基づき説明(中国運輸局)]~略~

#### 【有利座長】

・資料2-1に中国5県における、新標準運送約款に関する手続の資料もあるが、岡山県において特徴はあるか。

#### 【事務局】

- ・岡山県は手続率(旧約款を使用するための約款認可申請、新約款を使用するための料金届出)を行った率で言えば、現在は事業者の8割ほどである。
- ・運送事業者が適正な運賃・料金を収受する施策を進めていくため、旧約款を使用している事業者、未手続事業者に向けて新約款への移行手続き案内を送付する予定である。

#### 【西田岡山県トラック協会専務理事】

・事務局の説明の補足となるが、配布した【資料 2-1 P13,14】における岡山県の運送事業者数 1 1 4 4 社については事業を行っていない休止中の事業者も含んだ数となっているため、データ上、手続率等が低く出されている。

・実態(休業事業者は事業実態がないので除外し)に合せたデータで頂きたく思う。

# (5) その他

# 【事務局】

・本協議会は今後も続く。引き続き協力を願いたい

# 4. 閉会